

青梅保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 うら梅の郷福祉会
事業者の所在地	福岡県朝倉市柿原 8 4 3 番地 1
事業者の電話番号・FAX	(T) 0946-23-0333 (F) 0946-24-3505
代表者氏名	理事長 林 道彦
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 一時預かり

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	青梅保育園					
所 在 地	福岡県朝倉市柿原 8 4 3 番地 1					
電 話 番 号 ・ F A X	(T) 0946-23-0333 (F) 0946-24-3505					
施 設 長 氏 名	園長 半田 義文					
開 設 年 月 日	昭和 5 5 年 4 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	1 2 人	2 0 人	2 4 人	2 6 人	2 8 人	3 0 人
取 扱 う 保 育 事 業	通常保育、一時保育、延長保育、休日保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		4318.74 m ²	
園 舎	構 造	木造2階建て	
	延 床 面 積	1209.2 m ²	
施設設備 の数と面 積	乳 児 室	2 室	124.62 m ²
	(ほ ふ く 室)		
	保 育 室	5 室	299.75 m ²
	遊 戯 室	1 室	129.18 m ²
	調 理 室	1 室	66.24 m ²
	調 乳 室	2 室	4.14 m ²
	ト イ レ	6 室	98.13 m ²
	(沐 浴 室)		
	事 務 室	1 室	54.65 m ²
	(医 務 室)		
	そ の 他		432.49 m ²
設 備 の 種 類		乳児室床冷暖房・他室冷暖房、夏季プール	
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)		屋外遊戯場	1,000 m ²

※園舎平面図 別添のとおり

4 施設の目的、めざす子ども像、保育方針

目 的	児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うこと。
め ざ す 子 ども 像	「のびのびと元気で、思いやりのある子」「自分で考えて行動できる子」
保 育 方 針	①保育を必要とする子どもを保育し健全な心身の発達を図ることを目的とし、入園する子どもの最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進する。 ②家庭と連携して、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護と教育を一体的におこない、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 ③家庭や地域の様々な社会資源との連携を図り、入園する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭に対する支援を行う。 ④子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して保育を行う。 ⑤モンテッソーリ教育法により、子どもに適切な環境と自由を保障しその自己成長力を援助する。

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格： 保育士・幼稚園教諭）
保 育 士	2 9 人 （常勤： 1 9 人、非常勤 1 0 人）
保 育 補 助 者	2 人 （常勤： 1 人、非常勤 1 人）
調 理 員（栄養士除く）	3 人 （常勤： 2 人、非常勤 1 人）
看 護 師	0 人 （常勤： 人、非常勤 人）
栄 養 士	2 人 （常勤： 2 人、非常勤 人）
事 務 員	2 人 （常勤： 1 人、非常勤 1 人）
そ の 他（高 齢 者）	3 人 （常勤： 人、非常勤 3 人）

6 利用の開始・終了に関する事項

本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- ・乳幼児が小学校に就学したとき
- ・2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 保育を提供する日（「休日保育」は、年末年始6日その他特別の日を除き行う。）

開	園	日	月曜日から土曜日まで
休	園	日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）他

8 保育を提供する時間

（1）開園時間

月曜日から土曜日	午前7時15分から午後7時15分まで
----------	--------------------

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時15分から午後6時15分まで
延長保育時間	夕：午後6時15分から午後7時15分まで

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時15分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時15分まで

（4）休日保育の開園時間

日曜日・祝日	午前7時30分から午後6時30分まで
--------	--------------------

9 利用料金

保育利用料		朝倉市が定める利用料	
延長 保育料	保育標準時間認定	夕：午後 6 時 15 分から午後 6 時 45 分まで	1 0 0 円
		夕：午後 6 時 45 分から午後 7 時 15 分まで	1 0 0 円
	保育短時間認定	朝：午前 7 時 15 分から午前 8 時 30 分まで	1 0 0 円
		夕：午後 4 時 30 分から午後 6 時 15 分まで	1 0 0 円
		夕：午後 6 時 15 分から午後 6 時 45 分まで	1 0 0 円
		夕：午後 6 時 45 分から午後 7 時 15 分まで	1 0 0 円
副 食 費		3 歳以上児は月額 4,500 円徴収（免除対象者を除く。）	

・支払方法

保育利用料	朝倉市へ当月末日口座振替払、落ちないときは翌月 15 日口座振替
延長保育料	当園へ当日支払う。
副 食 費	当月の 7 日までに支払う。（当日が休日の時は、翌平日）

○その他

・衣類等の貸し出し料 1 枚 50 円 ・オムツリース料—別表による。
--

1 0 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に基づき、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:15	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 おやつ モンテッソーリ活動	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 モンテッソーリ活動
10:00 10:50	遊び（室内外）・散歩 食事 （年齢によって前後します）	・遊び（室内外）・散歩
11:30		食事
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）	
12:30 14:30 15:00	目覚め おやつ	お昼寝（3 歳児） 4・5 歳児は保育 目覚め おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:15 19:15	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

お散歩のコース

- ・屋外遊戯場以外に、保育園の周り、柿原公園などにお散歩に行きます。

<指導計画（年間）> ※各年齢とも四期に分けて計画を立て実施

ク ラ ス	指 導 計 画
0 歳 児	生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ。
1 歳 児	基本的生活習慣が身につくように丁寧に知らせていく。 情緒の安定を図り、保育士との信頼関係を深めていく。
2 歳 児	健康や安全など、生活に必要な基本的習慣や態度が身につくようにする。 様々な経験を通して、いろいろな言葉を習得し、自分の思いを言葉で表現できるようにする。
3 歳 児	基本的生活習慣が身につくように楽しく生活する。 友達と関わる中で遊びのルールや相手の気持ちに気付き、一緒に遊ぶ楽しさを知る。 異年齢のかかわりの中で、見て学んだり、思いやりの心を育む。

4 歳 児	安全や危険の意味や決まりが分かり、運動や遊びを通して体を動かす事を楽しむ。 異年齢のかかわりの中で、協調性や思いやりの心を育てる。			
5 歳 児	生命・自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、豊かな心情、思考力の芽生えを培う。生活の中で豊かな言葉や感性、表現力を育み、創造性の芽生えを培う。異年齢のかかわりの中で、協調性や思いやりの心を育てる。			
そ の 他 (年間行事)	(4～6月)	(7～9月)	(10～12月)	(1～3月)
	・入園式 ・保護者会総会 (保育参観) ・内科検診 ・歯科検診 ・交通安全教室	・七夕会 ・プール開き ・お店屋さんごっこ ・キャンプごっこ (年長のみ)	・親子運動会 ・入園見学会 ・たんれん遠足	・歯科検診 ・英語あそび参観 ・内科検診 ・豆まき ・生活発表会 ・体育教室参観 ・ひなまつり会 ・お別れ会 ・卒園式 ・修了式

※毎月の行事・・・避難訓練、ごはんの日、誕生会食、体育教室（月４回）、英語あそび、（月４回）、

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ひ よ こ 組
0・1 歳 児	こ あ ら 組
1・2 歳 児	く ま 組
2 歳 児	り す 組
3 歳 児	(縦割保育) ぱ ん だ 組・き り ん 組・ぞ う 組
4 歳 児	
5 歳 児	

1 1 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	午前 おやつ	給食		午後 おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	(1,050kcal) 50%
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児			○	○	(1,400kcal)
4 歳児			○	○	

5 歳児			○	○	40%
------	--	--	---	---	-----

<給食の提供にあたって>

・ 自園調理 ・ 献立の提供 ・ 食育の取組 など

<アレルギー対応について>

当園は、「食物アレルギー対応給食マニュアル」を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・ アレルギー除去食依頼書・アレルギー除去食一覧表の提出
・ 除去食の提供 など

1 2 登園・降園について（管理システムソフト「コドモン」を導入しています。）

（1）登園にあたっては、次の点に留意してください。

・ 子どもさんのお迎えの記入表に記入もれがないようにしてください。
・ 子どもさんは、クラスまで連れて頂き、クラス担任までお声かけください。

（2）降園にあたっては、次の点に留意してください。

・ お迎えの記入表に変更がある場合は必ずご連絡ください。
・ 降園後の園庭使用については、保護者の責任になります。
・ 園舎前が道路になっていますので、門を出る際には、必ず子どもさんと手をつないで門から出るようにしてください。

1 3 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

・連絡帳　・園だより　・クラスだより　・一斉メール　・個別懇談　など

1 4 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

定期健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

・内科検診　全園児年 2 回　・　歯科検診　全園児年 2 回
・尿検査　　全園児年 2 回　　など

(2) 健康管理、病気のときの対応

・体温測定等を行う。
・発熱時や体調不良の時は、保護者に連絡してお迎えを待つ。
・園での与薬は原則としてしないが、必要な場合は「与薬依頼票」を提出。
・回復後、登園の時は「登園許可書」を提出。　　など

1 5 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策。
・発生した場合の連絡（えんだより、保健だより、掲示板等にて保護者に連絡）。

1.6 障がい児保育について

- ・関係施設と連携を取りながら、障がい児や保護者の支援を行う。
- ・障がい児の子の月極めの保育目標を立て、保育を行う。

1.7 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	きたの小児科医院
医 院 長 名	北野 明子
所 在 地	朝倉市屋永 1 7 7 0 番地 1
電 話 番 号	0946-23-1177

1.8 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	なるみ歯科クリニック
医 院 長 名	月俣 育美
所 在 地	朝倉市一木 6 8 8 - 4
電 話 番 号	0946-24-6263

1.9 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	立石公民館
広域避難場所	ピーポート甘木
その他	立石小学校

2 0 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	甘木警察署	0946-22-0110
消防署	甘木朝倉消防署	0946-22-0119
病院	朝倉医師会病院	0946-23-0077

2 1 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 半田 義文
消防計画届出年月日	甘木朝倉消防署 令和 3 年 7 月 8 日
避難訓練	火災・消火訓練 12 回、風水害訓練 1 回、不審者対応訓練 1 回、地震訓練 2 回
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知設備、火災通報装置

保護者への連絡は、一斉メール他で行います。

2 2 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険	生産物賠償保険	火災保険	レクリエーション保険
保険の内容	身体・財物	O-157 他	建物	運動会

2 3 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示、園のホームページに掲載
第三者評価	未受診

2 4 虐待の防止のための措置に関する事項

子どもの身体や様子がおかしい場合には、保護者に確認をすることがあります。 もし、虐待が疑われる場合には、すみやかに市町村又は児童相談所に連絡を行うことが義務付けられております。
--

2 5 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

要望・苦情受付担当者	主任保育士 北川 明美	
要望・苦情解決責任者	園 長 半田 義文	
第三者委員	恒吉 満子	電話番号 090-4342-5103
		役職・肩書等 主任児童委員
	別府 由香	電話番号 080-4275-4156
		役職・肩書等 主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、要望・苦情を受け付けています。

保育園に直接話しにくい、話し合っても解決できなかったときは、福岡県運営適正化委員会にご相談ください。

福岡県運営適正化委員会事務局（社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

・ 〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階（西棟）

・ TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790

・ 相談日 平日 月曜日～金曜日 ・ 相談時間 9：00～17：00 相談無料

2 6 地域の育児支援について

・ 一時預かり保育 利用時間：8：30～17：00

・ 園庭開放の実施 第2園庭を開放

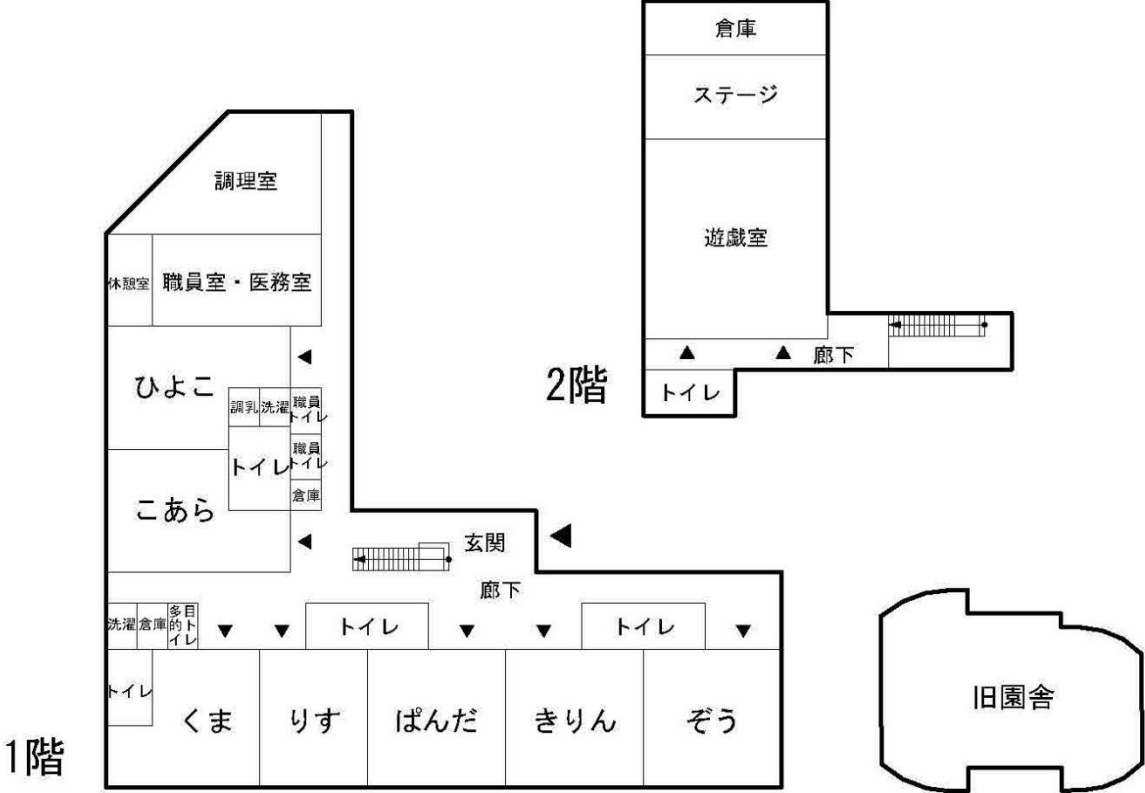
2 7 その他保護者に説明すべき事項

その子の発達段階に合わせて、年度の途中に上のクラスに移行することもあります。

2 8 保育園行事等の際に、個人で撮影したビデオや写真など、様々なお子様が写っている写真を SNS 等に載せると、個人情報保護法の観点から、様々なトラブルに繋がる恐れがありますので、自分のお子様以外が写っている写真や動画等、個人が特定される情報を SNS 等（メール等への添付、インターネットへのアップ、X 等への投稿、メール等）へ使用したり、第三者へ提供することはお止めください。

以 上

園舎平面図



令和 8 年度 立石保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 うら梅の郷福社会
事業者の所在地	福岡県朝倉市柿原843-1
事業者の電話番号・FAX	(T)0946-23-0333 (F)0946-24-3505
代表者氏名	理事長 林 道彦
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 (1) 保育所の経営 (2) 一時預かり（現在、立石保育園は休止）

2 利用施設

種 別	保育所		
名 称	立石保育園		
所 在 地	福岡県朝倉市頓田205-8		
電話番号・FAX	(T)0946-22-2241 (F)0946-23-9222		
施設長氏名	園長 谷川 裕子		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
開設年月日	平成21年4月1日		
利用定員 (年齢別)	0歳児	1~2歳児	3~5歳児
	12人	45人	78人
取扱う保育事業	通常保育、延長保育、病後児保育		

3 施設の目的・運営方針

立石保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針の基づき、保育を必要とする園児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することの最もふさわしい生活の場を

提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

敷地面積		2,807.22 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建 鉄骨造 平家建 延床面積 784.93 m ²	
	延 床 面 積	988.90 m ²	
施設設備 の数と面 積	乳 児 室	2 室	138.98 m ²
	(ほ ふ く 室)	室	
	保 育 室	4 室	247.66 m ²
	遊 戯 室	1 室	147.00 m ²
	調 理 室	1 室	59.50 m ²
	調 乳 室	2 室	7.06 m ²
	(沐 浴 室)	室	m ²
	ト イ レ	6 個	57.83 m ²
	医 務 室	室	m ²
	事 務 室	1 室	72.40 m ²
	そ の 他		258.47 m ²
設 備 の 種 類		夏季プール、冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)		678.85 m ²	

5 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月29日厚労告）を踏まえ、下記8に記載する時間において、特定教育・保育及び時間外保育の提供をします。

○ クラス編成について

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ちゅうりっぷ 組
1 歳 児	つ ぼ み 組
2 歳 児	ひ よ こ 組
3 歳 児	す み れ 組
4 歳 児	さ く ら 組
5 歳 児	つ き 組

※お子さんの発達段階に合わせて、年度途中に上のクラス移行することもあります。

※1,2歳児と3～5歳児は縦割り編成で活動することもあります。

6 職員の職種、職員数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	員 数	常 勤	非常勤
施 設 長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人	
主 任 保 育 士	園長を補佐し、保育内容について保育士を統括し、園児の保育等をつかさどる。	1人	1人	
保育士	園児の保育等をつかさどる	23人	17人	6人
保育補助	園児の保育の補助をする。	1人		1人
調 理 員	給食調理をつかさどる。	5人	2人	3人
看 護 師	乳幼児の健康状態を観察し、保育業務、健康管理等の業務を行う。	1人		1人
栄 養 士	発達段階に応じた献立の作成、アレルギー児の把握		(2人)	
事 務	経理全般 園内諸業務を行う。	1人		
そ の 他 (高 齢 者)	園内外の清掃、諸業務を行う。	2人		2人
嘱 託 医	年に2回の内科健診及び相談	1人		1人
	年に2回の歯科健診及び相談	1人		1人

7 保育を提供する日

開	園	日	月曜日から土曜日まで
休	園	日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

8 保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から土曜日	午前7時15分から午後7時15分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から土曜日の保育時間(11時間)	午前7時15分から午後6時15分まで
延長保育時間	夕:午後6時15分から午後7時15分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から土曜日の保育時間(8時間)	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝:午前7時15分から午前8時30分まで 夕:午後4時30分から午後7時15分まで

9 利用料金

保育利用料		朝倉市が定める利用料
延長保育料	保育標準時間認定	夕:午後6時15分から午後6時44分まで 100円
		夕:午後6時45分から午後7時15分まで 100円
	保育短時間認定	朝:午前7時15分から午前8時30分まで 100円
		夕:午後4時30分から午後6時14分まで 100円
		夕:午後6時15分から午後6時44分まで 100円
		夕:午後6時45分から午後7時15分まで 100円

副食費	3歳以上児は月額 <u>4,500 円</u> 徴収（免除対象者を除く。）
-----	---------------------------------------

○ 支払方法

保育利用料	朝倉市へ当月末日口座振替払、落ちないときは翌月 15 日口座振替
延長保育料	当園へ当日支払う。
副食費	当月の4日・5日に支払う。（当日が休日の時は、翌平日）

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法 保育園において、調理を行う。

(2) 提供を行う日 毎日（月～土曜日） 園外保育（遠足等）時は弁当のご協力を。

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	午前 おやつ	給食		午後 おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1,100kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児			○	○	(1,400kcal) 40%
4、5歳児			○	○	

<給食の提供にあたって>

・自園調理 ・献立の提供 ・食育の取組 など
--

(3) アレルギー対応状況

当園は、「食物アレルギー対応給食マニュアル」を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

・除去食及び代替食に対応（全給食・おやつ、たまご・牛乳・小麦除去） ※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。提出していただきます。

11 利用の開始に関する事項

市町村の利用調整に基づき、保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとする。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じた時

13 緊急時の対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

14 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	施設長 谷川 裕子
消防計画届出年月日	消防署 令和8年4月1日
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	火災、消火訓練12回、風水害避難訓練1回、 不審者対応訓練1回、地震訓練2回
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有

☐ 地域防災拠点、広域避難場所

○ 保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	立石コミュニティセンター
広域避難場所	ピーポート甘木

その他	立石小学校
-----	-------

<近隣の緊急連絡先>

警察署	甘木警察署	0946-22-0110
消防署	甘木朝倉消防署	0946-22-0119
病院	朝倉医師会病院	0946-23-0077

15 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	きたの小児科医院
医 院 長 名	北野 明子
所 在 地	朝倉市屋永1770-1
電 話 番 号	0946-23-1177

医療機関の名称	きどこうじ歯科矯正歯科
医 院 長 名	城戸 浩二
所 在 地	朝倉市大庭3607番地3
電 話 番 号	0946-52-2636

16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・ 職員に対して虐待防止研修を実施
- ・ 虐待防止マニュアルの作成、運用

職員又は養育者による子どもへの虐待を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律に従い、速やかに市町村または児童相談所等の適切な機関に通報します。

17 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。受付方法:面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。保育園に直接話しにくい、話し合っても解決できなかった時は、福岡県運営適正化委員会にご相談ください。

相談・苦情受付担当者	主任保育士 善 明 美	
相談・苦情解決責任者	園 長 谷川 裕子	
第三者委員	恒吉 満子	電話番号 090-4342-5103 役職 主任児童委員

	別府 由香	電話番号 080-4275-4156 役職 主任児童委員
福岡県運営適正化委員会事務局(社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) 〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ6階(西棟) TEL 092-915-3511 FAX 092-584-3790 相談日 平日 月曜日～金曜日 相談時間 9:00～17:00 相談無料		

18 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険	生産物賠償保険	火災保険
保険の内容	身体、財物	0-157 他	建物

19 業務の質の評価について

保育園の自己評価	実施方法: 保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法: 園内掲示、園のホームページに掲載
第三者評価	未受診

20 地域の育児支援について

・一時預かり保育	利用時間: 8:30～17:00	(現在は休止中)
・園庭開放の実施	利用時間: 平日 16:30～18:30	(現在は休止中)
	休日 9:00～18:30	(現在は休止中)

21 個人情報の取り扱いと保護

利用者から取得した個人情報、個人情報所保護に関する法律およびその他の関連法令等を遵守し、個人の尊厳を最大限に取り扱います。また、円滑な施設運営上、次の事項につきましては、取得した個人情報の利用をご承諾くださいますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、個々の諸事情により利用制限の必要性がある事項につきましては、職員へ連絡をお願いします。

- ・ お子さんが使用する下駄箱、ロッカー、タオルかけ等に氏名を記載すること

- ・ 園内活動により撮影した写真等を施設情報提供のため、園内掲示に利用すること
- ・ クラスだよりの誕生月に名前を載せること
- ・ 緊急時において、病院その他の機関に対して、必要な情報提供を行うこと
- ・ 他の保育施設等へ転園する場合や、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 小学校への円滑な移行接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること（※注1）

※注1 小学校との連携について

平成21年改訂の「保育所保育指針」により保育園と小学校が連携し、子ども達が無理なく小学校生活にはいれるようにすることが義務付けられました。一人一人の育ちの記録として、就学時に「保育所児童保育要録」という文書を作成し、小学校に送付しています。児童氏名、生年月日等の個人情報を含んでいるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を踏まえた取り扱いにより目的外には使用しません。何卒ご了承ください。

◇ ホームページ・Instagram内での写真等掲載の同意について

立石保育園のホームページ・Instagramは、保育園での様子を保護者の方のみならず、地域の方々や今後入園を検討されている保護者の方々など、より多くの方々に園を知らせる機会となります。ホームページ・Instagram内で、園児の保育園での様子や作品を個人が特定されないように配慮して掲載します。園児の写真や作品を当園のホームページ、Instagramに掲載する趣旨をご理解いただき、同意いただける場合は別紙ホームページ掲載同意書に必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。



お願い

保育園行事等の際に、個人で撮影したビデオや写真など、様々なお子様が写っている写真を SNS 等 に載せると、個人情報保護法の観点から、様々なトラブルに繋がる恐れがございますので、自分のお子様以外が写っている写真や動画等、個人が特定される情報を SNS 等(メール等への添付、インターネットへのアップ、X 等への投稿、メール等)へ使用したり、第三者へ提供したりしないでください。

22 その他

(1) 重要事項の説明・同意

当園における教育・保育の提供に当たり、重要事項の説明を受けたことの確認のため、同意書（別紙）の提出をお願いします。

(2) 個人情報使用の同意

当園の個人情報の取り扱いと保護に関して、すべて同意していただける方は、同意書（別紙）の提出をお願いします。

(3) ホームページ・Instagramへの写真や作品の掲載の同意

当園のホームページ・Instagramに写真や作品の掲載に関する同意書（別紙）
の提出をお願いします。

以上